

医政第391号
令和7年12月18日

各医療機関の管理者様

静岡県健康福祉部長
(公印省略)

かかりつけ医機能報告制度及び医療機能情報提供制度に基づく
「全国統一システム」による報告の実施について（依頼）

日頃から、本県の健康福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、令和7年度から、医療法に基づく「かかりつけ医機能報告制度」が新たに開始されました。報告対象は、全ての病院及び診療所（特定機能病院及び歯科医療機関等を除く）であり、報告内容は全国統一システム（G-MIS）を通じて国に提出され、公表されます。

また、「医療機能情報提供制度」に基づく報告も引き続き行われます。報告された医療機能情報は、国が運営する「医療情報ネット」で公表されます。

つきましては、下記に御留意の上、貴院の情報を御報告くださるようお願いいたします。

記

- | | |
|------------|----------------------------------------------------|
| 1 情報の時点 | 令和8年1月1日時点 |
| 2 報告内容及び方法 | 別紙「報告の留意事項」を参照 |
| 3 報告期限 | 令和8年2月27日（金）厳守
(令和8年1月5日（月）から報告可能となります。) |
| 4 問合せ先 | 別紙「お問合せ先一覧」を御覧ください。 |

担当 医療局医療政策課
電話番号 054-221-2341